

水中遺跡調査検討委員会の議事の公開について（案）

平成25年 月 日
水中遺跡調査検討委員会決定

水中遺跡調査検討委員会（以下「委員会」という。）の議事の公開に関しては、次のとおり取り扱うものとする。

（議事の公開）

1. 委員会の議事については、次の（1）及び（2）の場合を除き、公開するものとする。
 - （1）委員長及び副委員長の決定その他人事に係る案件
 - （2）審議の円滑な実施に影響が生じるものとして委員会において非公開とすることが適当であると認める案件
2. 議事の公開は、原則として会議の公開をもって行うものとする。
3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化財部記念物課（この項において「事務局」という。）の定める手続きにより登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として次の（1）及び（2）に掲げる人数とする。
 - （1）放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 1社につき1人
 - （2）前号に掲げる者以外の者 原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数
4. 会議開始後の入室、撮影、録画、録音その他の議事進行の妨げとなる行為は、委員長が特に認める場合を除き、禁止することとする。

（議事録の公開）

5. 議事録は公開とする。ただし、1.（1）及び（2）に掲げる案件の議事録は非公開とし、この部分の議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（会議資料の公開）

6. 会議資料のうち、1.（1）及び（2）に係る資料については、委員会において公開することが適当であると認める場合を除いて非公開とし、その他の資料については、原則として公開するものとする。

（その他）

7. 上記に掲げるもののほか、委員会の議事の公開について必要な事項は、委員会で決定するものとする。